

意見一覧

※FAXや手書きで頂いたご意見、様式の異なるご意見は全て同じ様式に書き換えております。

【ご意見】**【疑問】**

「委員会の骨格」の意味が不明確で困ります。①委員の構成資格や選出条件②委員会組織の（業務・用務）上の位置付け方の①・②いづれなのか判然とせず。

→①の方についてだろうと推測で述べます。

【意見】

A. 河川水系および海岸沿岸域の自然環境およびそこでの産業や関連業務（例えば工事・営業 etc）に関わる人々のうち10年以上の経験者・・・（2～3人）

B. 同上の人々の営業・生活に関わる社会経済的研究者および理工学的研究者のうち学位を持つ人を両研究それぞれ半分づつの人数・・・（各分野2～3人、小計4～6人）

C. 河川水系（時に淀川水系と限定せず）の行政に10年以上関わったか、現在関わっている人（2～3人）

D. 河川水系の生物（動植物）学に現在関わるか、または10年以上関わった人・・・（2～3人）

E. 橋梁・堰堤の工事・設計ないし工事实務に5年以上関わった人・・・（2～3人）

F. 景観・環境問題の研究または実務に5年以上関わった人・・・（2～3人）

G. 近畿地方以外の整備局河川部河川計画課の在職中または在職経験のある人・・・（2～3人）

上記A～Gのうち各2名を最低条件とすることが望ましい。すなわち14名。

可能であれば、A～Gの各3名。即ち計21名であるよう期待したい。（各人の体調・用務などの都合により会議に欠席者を生ずることを考慮すれば、21人の方が望ましい。

以上

【ご意見】

1. 役割について
 - ・「意見は必ずしも統一する必要はない」は賛成である。
 - ・3年毎の定期に行う事業評価も新たな流域委員会で行うこと。
 - 【事由】1) 事業評価は、進捗状況の点検の延長線上にある。
 - 2) 第三者機関と流域委員会は競合するところが多く、組織として無駄である。
2. 全体構成
 - (1) 組織と構成について
 - ・2つの委員会を設けることは賛成である。
 - ただし、地域委員会は琵琶湖、木津川、桂川、宇治川、淀川程度でよい。
 - ・両委員会の「連絡調整会議」は必要ない。
 - 【事由】1) 視点が異なる事に意義がある。 2) 効果が期待できない、「舟、山に登る」だけ。
 - (2) 関係自治体との関係
 - ・「流域自治会議の動きを見定め」ることなく、一層緊密に情報連絡/意見交換すべきである。
 - 【事由】1) 相互の事情や課題への理解不足は「流域の治水」にとって致命的である。
 - 2) 「流域自治会議」などと大上段に構える必要はなく、個別の課題解決と地域河川事の相互理解こそがいま求められている。
 - (3) 関係住民との関係
 - ・「関係住民」を限定的に捉える理論を構築することが先決にして肝要である。
3. 運営
 - ・「年に3～4回の開催を原則」とする必要はない。開催回数が多く反対である。
 - 【事由】1) 最近の年間事業量や進捗度は極端に減少している
 - 2) 地域委員会で分担して点検することが前提とされている。
 - 3) 1連の、継続する事業等では毎年度点検する必要は必ずしもない。
 - 4) 年に高々1～2回の開催となるよう運営面で工夫されるべきである。
 - ・傍聴者の発言は、「専門家委員会」でも認めるべきである
 - 【事由】1) 専門家が傍聴に来て発言するような委員会を目指すべきである。
4. 委員の選定
 - ・示されたことについては特に意見はない。
 - ・その他として
 - 1) 委員の任期については4～5年とし、再任は妨げないこと。
 - 【事由】1) 継続性と専門性が重要である。
 - 2) 委員に年齢制限を設けないこと。
 - 【事由】1) 委員の能力・適格性が尊重されるべきである。

【ご意見】

- ① 過去の経過を踏まえ、是正すべき点を是正し、河川管理者が最終的に責任をもって決定するということを明確にした新しい骨格（案）は妥当である。
- ② 委員選定に当たっては、委員の役割は意見を述べ最終的に河川管理者が決定する等、新しい委員会の骨格（案）を十分認識し、了解することを前提とすべきである。
- ③ 安全で豊かな暮らしを実現するため、近畿地方整備局がしっかりした信念をもって、委員会の運営並びに河川整備の着実な実行することを期待する。

【ご意見】

・1次流域委員会委員を務めさせて頂き、私見を述べさせて頂くとともに、河川に実際に携わる管理者の方々を始め、各位委員、また時に傍聴の方との立ち話なども含めて、大変貴重で有意義な勉強をさせて頂きました。

※委員就任の当初から地域に詳しい分野とともに、意識、自覚していました役割の一つには、意図的にも「根底の本質的なテーマ、課題、矛盾を問いかける」事で、結果として多様で多面的にも、今後に耐え得る河川から流域の実現に、少しでも近づく議論内容と計画を願いました。従いまして、元々表現が拙いことも手伝って、ご自身の世界や価値観が既に固まるか定まっている方には「奇異」とも写った事と思います。

・1次委員会で、今回の骨格（案）でのアンケートでも表れています様に、議論はほぼ出尽くした、そこで限界も現れた、との観があります。
 ・1次委員会の終盤の頃に、次の年度の実施事業での施策の進捗ファイルを河川管理者から頂き、確かな手応え、確認として受け取りました。そして、ここからが本番と実感致しました。

※またその後の「桂川保全利用委員会」委員を務めさせて頂きました。審議の最終結論では直接の河川の内容でない制約はありましたが、現場を基にした施策の具体であり、流域委員会で勉強できた事も有りまして、確かな手応えを頂きました。

※※実は施策の計画から実施の進捗の一つにも、その具体が実現されるための現在の全ての河川行政の内容と地域住民の実体が在ると言っても、過言でないでしょう。

・新たな流域委員会へ、言い換えれば、今後の河川計画とその実施へのご参考の一端を下記に表して置きます。この委員会の要は二つの役割となる委員会の関係や繋ぎの共有化にあります。河川管理者が名実ともに要でしょう。そのためにも、河川管理者が委員とともに積極的に問いかけや発言など、やり取りもして頂きたい。

1) 「～べき」では具体の実現には至り難い。議論や話し合いにはそこに至る具体的な過程を背景に有する必要があります。

2) 専門分野が陥り易い事柄では結果として現れる現象を検証して、元となる原因を解明する事は多様な要因が含まれた場合は困難か不可能です。これまでこれしかないとのある意味有効なこの「科学的手法」の欠点をもよく知って、謙虚でもあってもらいたい。また一方では地域活動や運動をしている人にも、地域や住民の実態を把握する事は大変困難であり、まして納得を得られる事は不可能に近い事を知って、やはり謙虚でもあってほしい。そして河川管理者は仕事とは言え実現に向けてはその過程も含めて、大きな困難が有りますが、やり易さに傾かず、ソフト面でもまたハードな技術でも、将来に耐え得る、多様素、多要因を持つ自然との合理に、地道に向き合ってもらいたい。

骨格への意見と致しましては以上です（なお、※印は、補足です）。

新たな流域委員会からも、今後の河川計画が出来て来て、実施されます進捗状況が進み、直接にも子どもたちがその成長過程の体験で親しみ、大人にも身近な川となって、自己責任とともに自助公助の認識が回復され、またソフトでも洪水や災害の防災にも強い、そして水問題も含めて、長く将来に耐えられる川らしい川の始まりとなってほしいですね。

【ご意見】

淀川水系における新たな流域委員会誕生の気運、誠に嬉しく存じます。

「地域委員会」の性格がよく分かりませんが？「連絡調整会議」が機能的に働くことで効果（両委員会の）が現れるものと思われます。

しかし何よりも、外来植物で埋まり、ゴルフ場・公園・野球場で占められた高水敷、流れの見られない淀川本川、水際はあれど水辺が存在しない。そのような淀川水系について、どのような構想があるのかを明確にしないことには、「新たな流域委員会」を活かすことはできないと考えます。

【意見】

平成22年12月20日

平成9年の河川法改正とそれに基づく淀川水系流域委員会の設置は、建設省（現国土交通省）の長良川河口堰建設事業や河川事業による環境破壊などに対する反省から「これ以上河川を壊さない」、「次世代に胸を張って渡せる川を取り戻す」、「地に落ちた国土交通省の信頼回復を図る」ことなどをめざして、「国民に開かれた河川行政」への転換を図ったものであった。

しかし、このたび近畿地方整備局が提示した「淀川水系における新たな流域委員会の骨格」（案）は、平成9年河川法改正以前の「閉じられた河川行政」へ逆流させようとする内容であり、徹底した情報公開と会議・資料公開、徹底した住民参加による開かれた意見形成を実施しようとした「淀川水系流域委員会」の活動成果を根底から否定、無視し、ないがしろにしようとするものである。

「淀川水系における新たな流域委員会の骨格」（案）は、「住民は専門家ではなく素人にすぎず、有益な意見が出てくるはずがない」という近畿地方整備局の姿勢があからさまであり、真剣に委員会を通じて議論を積み重ね、それを計画、事業に反映していこうという姿勢が全くない。

「新たな川づくり」をめざして、近畿地方整備局と淀川水系流域委員会とがキャッチボールをして築き上げた成果と課題を十二分に踏まえ、流域住民が国土交通省を信頼し、安全に、快適に、安心して暮らすことができる「淀川」になることを願って、ここに私たちは「淀川水系における新たな流域委員会の骨格」（案）に関する意見を提出する。

1. 設置方法

第3次の淀川水系流域委員会において、近畿地方整備局は「淀川水系流域委員会を継続する」と明言した。淀川水系流域委員会規約第1条（設置）は、「この委員会が河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき近畿地方整備局長が設置する」と規定した。第3次の淀川水系流域委員会委員の任期は満了したが、委員会自体は現在も存続している。

また、次期委員長が選任されるまでは前委員長がその職にある。従って、委員会を再開するには、この規約に基づいて行わなければならない。

そして委員会が規約に定めた事項を変更する場合は、規約第8条（議事）により（前）委員長が委員会を招集し、規約第11条（規約の改正）に定めた改正手続に従って行わなければならない。近畿地方整備局が「淀川水系における新たな流域委員会」なる名称を用い、「淀川水系流域委員会」とまったく内容・性格の異なる委員会を、みだりに設置することはできない。

また、「淀川水系流域委員会」の継続性を担保するために淀川水系流域委員会と近畿地方整備局が相互に了解した「委員の半数改選」の取り決めに遵守しなければならない。

(1) 役割について

- i 国土交通大臣が指示した「ダムの検証に係る検討」に対して意見を述べる役割を追加すべきである。

(次頁につづく)

(前頁よりつづき)

ダム事業は河川整備計画に位置付けられているものであり、流域委員会が整備計画の進捗状況について意見を述べるに当たり、ダム事業の検証に係る検討に対する意見を述べることを除外することはできない。

今般のダム事業の検証は、「ダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、治水対策のあり方についての検討の一環である。

淀川水系流域委員会もまたダムにたよらない治水を標榜し、真剣に取り組んできた経緯がある。ダム検証にあたって淀川水系流域委員会に役割の一端をになわせないなら、これほどの「もったいない」ことはない。長い時間と多額のコストを要した淀川水系流域委員会の成果をこの機会に最大限活用するべきである。

ii 委員会の意見は統一するべきである。

委員会で単に意見を述べて一致しなければ複数意見併記としたのでは、出された意見に対して、整備局が「自分達に都合の良い」意見を採用することは火を見るよりも明らかである。委員同士が十分意見交換を行ったうえで、委員会としての意見を統一するべきである。

委員会で意見がまとまらない場合は、従来の委員会が行ってきたように、少数意見、反対意見を付記すればよい。

(2) 組織と構成

i 「専門家委員会」と「地域委員会」を分けるべきではない。専門委員、地域委員の

区別なく、委員会として、常に傍聴者の意見を聴くべきである。

「専門家」とは何を想定しているのか。「専門性が高い議論を専門家だけで行う」としているが、これは、地域の住民は専門家ではなく、専門的知識や理解が欠けていると言っているのと同じであり、まさに何十年も前の「素人の住民に何がわかるか」という差別的、侮蔑的意識そのものである。

河川整備は地域に密着したものであり、専門家は地域住民との意見交換を通して意見を述べるべきである。そして両者が委員として対等の立場で議論し、合意をめざすというプロセスこそが「開かれた河川行政」を実現するために必要不可欠である。

専門家委員は、現場を見、地域住民の想いや願い、地域の実情を理解した上で意見を述べる必要がある。

専門委員、地域委員の区別なく、委員会として、常に傍聴者の意見を聴くべきである。

(3) 委員の選定

i 近畿地方整備局の恣意的委員選定を避けるべきである。

「専門家委員会の委員は、近畿地方整備局が推薦した候補者のリストをもとに推薦委員会が(中略)推薦し、近畿地方整備局が選定する」というやり方では、推薦委員会が自発的に候補者を探し、決定することができず、最終的には近畿地方整備局が恣意的に委員を選定することができるわけで、「公正・公平に委員の候補者を推薦する推薦委員会」という近畿地方整備局の方針に反する。推薦委員会の主体性、自主性が尊重されなければ推薦委員会の設置は無意味である。

(次頁につづく)

(前頁よりつづき)

ii 推薦委員会は公開で行うべきである。

委員の選定は、委員会を信頼できるか否かに係る重要なポイントであり、推薦委員会は公開で審議を行い、下記の候補者から推薦するべきである。

- ・近畿地方整備局が推薦した候補者
- ・公募に応募した地域委員の候補者
- ・推薦委員会が独自にリストアップした候補者
- ・自薦、他薦の候補者（専門家委員、地域委員を問わない）

なお、推薦委員会が推薦した候補者を近畿地方整備局が委員に選定しない場合は必ずその理由を公表するべきである。

(4) 運営

i 委員会の開催回数は、事前に制限するべきでない。

委員会の開催回数は、審議の進み具合を見ながら委員会が決めるべきものである。近畿地方整備局の考え方はもともと委員会を軽視するもので、実質的な審議をさせないようにしようとする意向が明らかで、まったく良くない。

ii 委員と近畿地方整備局による運営会議を設置するべきである。

近畿地方整備局の都合により委員会が運営されることを避けるために、委員と近畿地方整備局による運営会議を設置して、運営の効率化、スケジュール管理の徹底を考慮しつつ、開催頻度等運営方法について決めていくべきである。

iii 事務局の中立性を高めるべきである。

「庶務・事務局は河川管理者が行う」ことは絶対反対である。近畿地方整備局は、委員会の独立性、主体性、自立性を認めず、近畿地方整備局による管理・コントロールを実現しようと企てている。委員会は第三者機関として中立・公平に充実した活動をする必要があるから、自主・独立性がとりわけ重要である。近畿地方整備局は、委員会の庶務・事務局を担当するべきでない。

iv 委員会の会議は全面公開とし、全ての会議の記名議事録、資料を会議後速やかに全面公開すべきである。

以 上

【ご意見】

- ・規約などは河川管理者が案をつくるように、これまでのように委員会にまかせるようなものではない。
- ・議論は、期限と予算の制約を明示して行うこと。
- ・学識者の定義が重要。(例えば、社会科学の場合、博士を取得しているか、教授在職10年以上など)
- ・学識者とは、限られた情報で判断するが、必要な情報がなければ判断できないもの。全ての情報が揃わなければ、あるいは理解できなければ判断しないというは学識者ではない。
- ・副委員長は互選で選出された方で委員長にならなかった方がなるべき。委員長が副委員長を指名するのでは運営に偏りが生じる。
- ・委員会をフルオープンにしているのだから、委員長の記者会見は必要がない。委員会で議論もしていないことを記者発表の場で委員長がコメントするのは問題。
- ・計算や資料提出指示を各委員が委員会外で個々に指示するのはおかしい。委員会の場で提案すべき。
- ・冗長な議論になる恐れがあるため、自由な時間が多くあるような方を委員にしない方がよい。
- ・謝金は一回いくらにすべき。単位時間で支払ったので、延長や臨時会議がどんどん増えた。

【ご意見】

専門家委員会および地域委員会の2本柱にして意見を聞くこと、および最終的に河川管理者が意思決定する、これらのフレームと進め方に賛同する。

とりわけ専門家委員会は専門性を有する有識者から構成し、河川整備計画のフォローアップおよび計画変更にあつては流域的視点および中・長期的視野をもって意見を述べる役割が大きい。流域委員会はいくまで意見を述べるものであり、計画の実行や計画の変更内容の意思決定は河川管理者にある。

【ご意見】

下記の点で問題があると思います。

1. 役割について

- ① 複数意見の併記では委員会設置の意義が乏しい。多数意見は稿であるとした上で少数意見などに触れるべき。(統一意見とは何か不明だが全員一致は多くの問題に関して困難と思われる一多数決で良い)。
- ② 事業評価について
委員会も関与すべきである。委員会が評価した内容を第三者委員会でチェックするというシステムが良いのでは。ただし、第三者機関の中立性、公正性、透明性の確保が重要である。

2. 全体構成

組織と構成：地域委員会と専門家委員会は分離すべきではなく、相互理解や協力が必要であり、全体を一つの委員会として構成し、総合的な判断を行うようにすべきである。ただし、進行をズムーズに行うためには、それに応じた部会構成やワーキンググループの構成を行うことは必要であると思われる。

3. 委員の選出

公募や専門家、地域など選出分野を決めて、できるだけ透明性を確保しつつ委員の選出を行うことが望ましい。河川局の都合の良い人だけを選定する形にすることは避けるべきである

【ご意見】

[役割] 案には概ね賛同致します。

ただ、意見の聴取、統一性が如何に困難かの苦い教訓が残っていますが新河川法の表示通り主旨を踏まえた意見述べるという形式的なものになるでしょう。

又、3年毎の定期に行う事業評価は既存の独立した第三機関において行うこととするが委員会での意見聴取の評価、関連性も十分に尊重することとする。

委員会と第三機関との関連性の計画も必要かと思えます。

[運営] 傍聴者の発言は「専門家委員会」でも行うべきと思えます。専門家であっても必ずしも同じではなく異論は有るべきと思えます。

【ご意見】

1. ミッション、委員会名称と規約について

河川整備計画に関する諮問事項を協議し、答申を返すことがこれまでの(特に第三次の)委員会のミッションであった。今回のミッションが異なるなら、「淀川水系流域委員会」という名称を変更しても良い。

変更しないなら、ミッションに併せて規約の変更が必要になる。その変更手続きは誰がするか。新メンバーで行うのがこれまでの経緯からは妥当かもしれない。

名称変更するなら、新たに規約原案を作って、新メンバーで審議したらいい。

2. 委員会の枠組み

資料の図において、「河川管理者(近畿地整)」と「新たな委員会」の間の矢印が双方向矢印となっているが、それに加えて、「諮問」(下向き矢印)、「答申」(上向き矢印)をつける、双方向矢印には「意見聴取」とするなど、河川管理者と委員会の関係がわかるようにすべき。

「専門家委員会」は名称の変更をした方がよい。委員会名を変えるなら、二つの委員会を設けることは賛成。委員会名を変えないなら、今の規約でも部会などを活用すれば同じことはできそうに思われる。

3. 事業評価

事業評価は、事業評価委員会などにゆだねればよい。ただし、細々(こまごま)した工事や施工まで「事業」として扱えるのか。事業の中で細部(細々した工事や施工)について、設計方法や施工法などについて新委員会が、住民の希望、地球温暖化対応や生態系保全などの観点から意見を述べたりすることがあっても良い。

4. 委員会の運営について

予算的・時間的制約から、年間の会議数を3～4回にすることとし、予算管理・時間管理をしっかりとすること。また、必要に応じて、臨時会議は適宜行い、回数不足を補うと良い。専門家委員回(要名称変更)と地域委員会の二つのサブ委員会のインタラクションを図るクローズドな会議を折に触れて行うと良い。サブ委員会の委員長二人と、新流域委員会委員長との関係はどうなるか。

5. 委員の選任

専門家委員会(要名称変更)にも若干の公募枠を設けても良いかもしれない。世間の批判を受けないためにも。

【ご意見】

流域委員会（一次、二次）では、お世話になりました。また、河川整備基本方針検討委員会の小委員会でも、いろいろと勉強させて頂きました。よりよい流域委員会へのご検討、努力に敬服します。

流域委員会の大きな枠組みの課題について、愚見を申します。

専門家委員会と地域委員会を分けるのは、一つの方法と理解しますが、頻繁に合同委員会を開催されることを希望します。スキームにある調整会議では弱いと思います。

流域委員会が、関係住民、自治体とほぼ完全に遮断されているように見えます。

このスキームでは、河川管理者への権限のない諮問委員会になっているので、自治体、住民との太いパイプを設けるべきだと存じます。とはいっても、自治体を中心としたステークホルダーが最終の決定をするのは、容認できます。

流域委員会が、具体的な施策提案、原案の作成がなされる「仕掛け」を作ることが不可欠です。

ロードマップの作成がないと、委員としても傍聴者としても、むなしい。

淀川における治水も環境も、判断を待ってくれない課題と思います。

【ご意見】

まず、なぜ淀川水系流域委員会が二度も休止され、委員数を減らされ、予算を減らされたかを考えてみよう。マスコミなどで報じられているように「流域委員会が、国の諮問機関でありながら、その計画に反対したからだ」というのは、正確ではない。2003年「提言」が出される前は、非公開ではあるが河川管理者は「ダムの一つや二つは反対しなければ、わざわざ委員会をつくった意味がない」と発言した。環境専門の学者と流域住民を多く委員にすれば、ダム反対の発言が多くなることは予想できた。あえてそういう委員構成を認めたのは、その程度は想定内だったからである。

河川局が流域委員会に対する態度を硬化したのは、淀川水系流域委員会の議論が、河川局よりも進んだ「新たな河川整備」を提言するに至ったためである。それが、河川局の想定外だったのだ。淀川水系の個別のダムに反対するにとどまらず、一般的なダムすべての存在を脅かしたことが、特に河川局OBの怒りを買ったのである。しかし、流域委員会の中でそういう議論を主導したのは、実はごく少数の委員である。その数名を委員にしない限り、流域委員会の議論がふたたび河川局を震撼させることはない。

今回の「淀川水系における新たな流域委員会の骨格（案）」の重要な問題点は、河川局が淀川水系流域委員会を口実に、改正河川法以前の河川整備に逆行しようとしていることである。

そもそも、なぜ河川法が改正されなければならなかったかと言えば、従来のやり方では大型公共事業が住民の反対を受けて頓挫するようになったからだ。特に河川は、公共事業による環境の悪化が顕著で、それをあからさまに批判する住民団体が増えただけでなく、多くの国民が「大型公共事業は悪だ」と考えるようになり、トップダウンの整備計画では住民の支持を得られなくなった。

淀川水系流域委員会は、改正河川法の精神を実際の河川整備に活かすため2001年に設置された。河川整備計画策定前から住民に情報公開し、意見交換しながら合意に導き、河川整備計画を実施しやすくすることを目指したので、設置に当たっては、住民の不信を招かぬために細心の注意がはらわれた。それらは、レビュー委員会が検討し認めたように、河川整備計画の策定手法として画期的であったばかりでなく、大きな成果を上げた。

次期流域委員会においても継続すべき点を挙げる。

1. 河川整備計画原案ができてからではなく、計画段階から議論し、その議論を計画に反映する。
(これは、今回はすでに河川整備計画が策定されているが、今後の全国の河川整備計画づくりには不可欠である)
2. 流域委員会の運営は、委員自身の自治で行う。開催回数、議論すべき問題、意見書とりまとめの方法などは、委員が主体的に決めるべきものである。
(事務局を河川管理者ではなく第三者機関に委ねることは、この運営方針を守るために必要なものであり、予算の問題ではない)
3. 流域委員の人選に、河川管理者が関与しない。
(第三次では結局河川管理者が選び、それが大きな不信を招いた。住民の信頼を得るためには、委員の選定を河川管理者自らが行ってはならない。これまでの流域委員会と同様「委員候補推薦委員会」を設置したとしても、推薦委員に河川管理者の意向をよく反映する人物のみを選べば、その段階で信用されないし、まして選ばれた候補を結果的に河川管理者自ら選ぶなら、その委員会は始まる前から失敗することになる)
4. 河川管理者の信頼厚い学者だけでなく、それまで河川管理者に反対してきた学者も、住民も、同じ話し合いのテーブルにつく。
(淀川水系流域委員会の議論が活発だったのは、いわゆる学者の委員や河川管理者さえもが、自分の専門分野以外は一住民として議論に参加したことにある。整備計画を決定する上で、すべての国民が対等であることが、住民本位の河川整備計画を模索するために必要であった。公開の場で、住民の傍聴に耐える発言ができないなら、どれほど高名な学者であろうと流域委員の資格はない)
5. 委員会の関係者全員が住民の傍聴発言を聞き、議論に反映しようとする。
(傍聴発言は、住民のもっとも生々しい意見であり、河川管理者も委員も、それを遠ざけようとしてはならない)
6. 会議の開催、ホームページ、冊子配布など、あらゆるツールを利用して河川整備の情報を提供する。
(これらは、住民に開かれた議論を展開するためのコストであり、何十年も事業が進まない事態を避けるためだけでなく、これからの公共事業は住民の信頼を得るためのコストを惜しんではならないのである)

すでに、淀川水系流域委員会の計画づくりの進め方は、自治体の手本となっている。経済的にも、住民との距離の近さから言っても、このような手法の必要性が顕著だからである。国だけが時代に逆行すれば、物笑いの種となるであろう。

このような骨格（案）に基づき流域委員会を再開するのであれば、それこそが税金の無駄遣いであり、かつて河川局よりも先行した議論を展開した淀川水系流域委員会の名折れである。それが河川局の目的とさえ勘ぐりたくなる。近畿地方整備局に「ダム近」のプライドが今もあるのであれば、このような骨格（案）は廃棄し、改正河川法の原点に戻り、流域委員会のあり方を再考すべきである。

301

【ご意見】

全体構成に示される関係自治体との関係については、河川管理者と意見交換を行う仕組みの構築とありますが、その流域（上・中・下）において、河川との関わりがそれぞれ異なることより、流域自治体にとっては様々な課題に対し、地域委員会がどの様にかかわって頂けるが注目するところでもあります。

また、河川整備計画に対する協議だけでなく、整備後の流域地域が持つ課題や特性にも十分にご理解頂いたうえでの委員会が行なわれる事を望みます。

302

【ご意見】

日頃は河川行政の推進にご尽力をされておりますことに敬意を表します。

河川においては治水が第一と考えておりますので、これからも安心・安全のまちづくりの観点からも治水事業の推進をよろしく願いいたします。また、河川が持つ自然を十分に活かした河川環境、特に三川合流部の整備につきましても引き続き推進していただくようよろしくお願いいたします。

今回、流域委員会とは別に、新たに流域関係自治体との意見交換の場を構築されることは、流域の自治体としては、非常に歓迎すべきことと考えております。

【ご意見】

淀川水系における新たな流域委員会の骨格（案）概要

1. 役割

「事業評価は、新たな流域委員会とせず、既存の独立した第三者機関において行うこと」につきましては、流域委員会の役割の明確化、運営の効率化から評価いたします。

なお、第三者機関事業評価における関係自治体の意見照会にあたっては、知事のみではなく、関係市町村長を加えることを求めます。

2. 全体構成

(1) 組織と構成

「地域委員会」と「専門家委員会」の2つの委員会を設けることにつきましては、わかりやすい河川整備を進める観点から評価いたします。

(2) 関係自治体との関係について、

「河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う仕組みを構築すること」につきましては、高く評価させていただきますが、「その形態が、『流域自治会議（仮称）』の動きを見定め、関係府県と十分な調整」とされていることにつきましては、市町村が河川管理者に対し直接意見を言える仕組みの御検討をお願いします。その際には、災害対策本部長となって、流域の関係住民の生命財産を守る責務を担っている関係市町村長意見を、優先して直接聴取した上で、知事意見と同等に反映されるよう御検討をお願いします。

さらに「淀川水系における新たな流域委員会の枠組み」の図の「流域における自治体の議論の場」となっている部分につきましても、市町村が河川管理者に対し直接意見を言える仕組みの御検討をお願いします。

理由としましては、以下のとおりです。

- ① 流域自治会議（仮称）の設置については、その立ち上げについては合意に至っておらず、現在、本市を含めた県内市町と県とで調整が行われているところです。この資料では、国から会議設置を促しているように受け取れますので、調整に影響することを懸念しています。
- ② 平成21年3月に策定された淀川水系河川整備計画におきましては、本市と県とで意見の違いがあり、河川法の手続き上、知事の意見を聞くとされていることから、県の意見のみが国に伝えられることとなりました。県と市町村の協議の場から意見聴取することでは、意見提出のルールが見えない中で、市町村の意見（特に少数意見）が正しく伝わるか懸念されます。

(3) 関係住民との関係について

これまでの流域委員会においても、傍聴者が自由に意見を述べることであったため、関係住民の発言の機会はありませんでしたが、河川整備に直接にその生命財産を委ねている関係住民の意見もそうでない住民も特に区別なく、直接関係する住民の意見が十分に取り上げられたとは言いがたいものでした。今回、河川管理者が説明の機会を設けて、河川整備にその生命財産を直接に委ねている関係住民の意見を聞くことは大変有意義があることであると評価します。

3. 運営

「庶務業務の多くは、・・・効率化とコスト削減の観点から、河川管理者が行います。」につきましては、一般事務である庶務業務を事業責任者である河川管理者が直接処理されることは、前流域委員会の審議に膨大な時間と経費がかかった反省の上で、最小の経費で最大の効果を求める観点から評価いたします。

4. 委員の選定

委員の選任については、地域や専門分野のバランスに配慮されるとともに、専門家委員会委員には、実務経験の実績があり、かつ公正・公平（中立性）が確実に担保される学識経験者を強く希望

します。

また、推薦委員会の推薦候補者において中立性を確保するとともに、河川管理者が責任をもって選任されますようお願いいたします。

304

【ご意見】

- ・ 新たな流域委員会の役割が明確化されることにより、今後の河川整備計画に確実に反映されることを期待します。
- ・ (仮称) 流域自治会議に対する意見集約が滋賀県で取りまとめられている段階であり、この会議を持って関係府県との十分な調整が図られるのか現段階において疑問です。どういった会議になるのか見定めてから位置付けするべきと考えます。
- ・ 地域委員会と専門家委員会に分けた仕組みを高く評価します。分かりやすい河川整備計画になるよう期待します。
- ・ 流域における自治体の議論の場における市町村の立場(少数意見や利害得失が相反する立場の意見)が十分汲み取れる意見聴取となる仕組みづくりにしていただきたい。
- ・ 新たな流域委員会の会議の内容や結果について、事実誤認の新聞報道にならないよう情報管理に十分注意されたい。

305

【ご意見】

新たな流域委員会の組織体制として、専門委員会と地域委員会を設立することは幅広い意見をより有効に反映させる意味でも効果的な体制であると考えます。その中で、各々の委員会の意見調整については慎重な審議が必要であることから連絡調整会議についても十分な検討をお願いします。

また、関係自治体(特に市町村)においては、密に地域と接する機会が多いことから、地域に対して十分な情報提供ができるように「流域自治会議(案)」においてより多くの情報共有ができるよう配慮をよろしくお願いします。

306

【ご意見】

1. 地域に詳しい委員が、住民にとって身近でわかりやすい議論を行う「地域委員会」と、専門家が専門性の高い議論を行う「専門家委員会」の二本立ての委員会構成については、行おうとする議論が明確となり、集中的、効果的に行える試みであると考えます。
2. 「地域委員」については、地域に詳しい一般住民を中心に考えているのか、地域に詳しい専門知識を有した学識経験者等を考えているのでしょうか。
3. 「地域委員」については、広域に及ぶ淀川水系のなか、上下流のバランスは必要と考えますが、治水面において、人口・資産の集中する下流部に比べ、整備が大幅に遅れている上流部の実情に十分配慮した選定をされたい。

【ご意見】

[役割]

- (1) 新たな流域委員会の役割は、整備計画に基づく事業の進捗状況や計画の変更について単に意見を述べることとし、このことについて委員会発足時に明確に流域委員会に示すとされているが、地域の意見を反映させることを目的として改正された河川法の主旨が活かされていない。地域の意見を積極的に反映する姿勢を示すべき。
- (2) 十分に議論した結果としての委員会の意見は、必ずしも統一する必要はないとしているが、河川責任者の責任として、積極的に総括する姿勢を示すべき。
- (3) 事業評価を新たな流域委員会ではなく、既存の独立した第三者機関において行うとすることの理由が明確ではない。

[組織と構成]

- (4) 流域委員会を専門家委員会と地域委員会の2つに分けるとしているが、両者の話し合いの場が分断され、地域の意見が埋没することを危惧する。本来、地域のことをよく知るのは地域の方であり、生活・地域の専門家としての地域の意見が尊重されるべき。
また、両委員会間に連絡調整会議を設けるとしているが、前述のとおり、積極的に意見を総括する姿勢が示されておらず、形式的で連絡調整の機能が働くか疑問である。

[運営]

- (5) 傍聴者の発言について、「地域委員会」では求めるが、「専門家委員会」では求めないとしているが、広く一般の声をお聞きするという観点から、いずれにおいても求めるべき。

[関係自治体との関係]

- (6) 計画の早い段階から自治体が主体的に議論に参加できる仕組みとして「流域における自治体の協議の場」を設け、河川管理者と情報や意見を交換する場を設けるとすることは評価する。
- (7) 当県は流域府県を連携し、これまでから「流域ことは流域で決める」という考え方から流域自治会議の設立に向けて準備を進めている。また、関西広域連合が発足し、連合内に「国出先機関対策委員会」を設置したところである。これらの場に対して、整備局からの十分な情報提供や説明をお願いしたい。

[その他]

- (8) 今までの淀川流域委員会で残された課題については、引き続き議論されるべき。

【ご意見】

1. 総論

流域住民の安全な・安心な生活の確保のため、必要な事業の進捗に遅れが生じることなく円滑な事務処理が行えるよう適切に運営していただきたい。

2. 役割

新たな流域委員会発足時に委員会組織、関係自治体、関係住民、河川管理者のそれぞれの役割と責任の所在を明確にすることが大変重要であると考えます。

3. 運営

新たな流域委員会の各組織の的確な管理運営を行っていただきたい。

庶務業務において、「関係府県河川部局が補助する」とあるが具体的な内容を明確にされたい。

4. 関係自治体との関係

これまでの流域委員会では、議論に地域的な偏りが生じる可能性があったことから、新たな流域委員会とは別に関係自治体との意見交換を行う仕組みを構築することは評価できる。

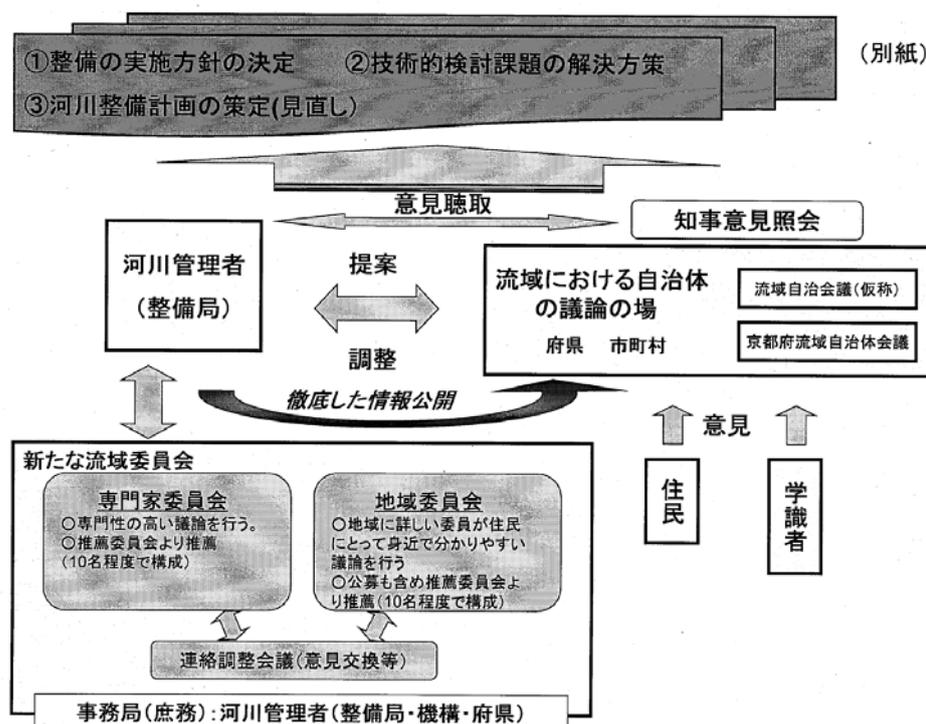
河川管理者は、計画の実施や内容の変更にあたり、関係自治体の意見を適切に反映していただきたい。

【ご意見】

京都府では、知事及び市町村長が、淀川流域の総合治水や水行政のあり方を考えていく取り組みとして、淀川水系流域自治会議（以下「流域自治会議」という。）を設置している。

この流域自治会議や関係府県で設置を予定している「流域自治会議（仮称）」を貴局が照会で提案している「流域における自治体の議論の場」（以下「議論の場」という。）に活用し、これからの淀川流域の様々な政策課題を提案・調整できる仕組み（別紙参照）とすることを求める。

また、新たな流域委員会の審議方法や運営方法については、より迅速な点検・審議体制の確立と運営経費の徹底的なコスト削減を図られたい。



【ご意見】**【関係自治体との関係について】**

現在関係府県で設立に向けた調整をしている「流域自治会議(仮称)」の動きも想定して、新たな流域委員会には、自治体の議論の場を設定しているが、関係府県が決めた方針がしっかり反映される仕組みとされたい。

【運営について】

これまで時間と費用が膨大にかかったことから、運営の効率化と経費のコスト削減の観点から、全面的に見直して意志決定の迅速化を図られたい。

ただし、審議回数(年3～4回の開催を原則とする)を固定するのではなく、必要な審議は必要な回数を実施すべきである。

【その他】

関係自治体に対して早い段階から河川管理者の情報や新たな流域委員会の意見等を提供されたい。

【ご意見】

流域委員会、専門家委員会、地域委員会について、「必ずしも意見統一する必要がなく、」とされているが、「十分な議論を行い、意見を統一するよう努めるが、結果として統一できない場合は、」という基本方針を前段に追記されたい。

【ご意見】

「河川整備計画の変更を行う必要が生じた場合」を判断する手続きが不明確に思われます。流域委員会や地域住民、関係自治体に「変更」を提案する権限は無いのでしょうか。そうでなければ流域委員会がいくら意見を言っても結果的に河川管理者が「必要ない」と合理的な理由も無しに断定してしまうことを恐れます。

「地域委員会」の構成をどのようにされるのか明らかにされたい。「地域」とは何か、沿川の「地域」によって異なる利害関係をどのように誰が調整するのか、その仕組みの提示をお願いします。

「新たな流域委員会の意見は、必ずしも統一する必要はなく、」とあります。意見をまとめることにいたずらに時間をかけることを良しとはしませんが、「委員会としての意見」をまとめることなくしては、何のために「委員会」を設けるのか少々理解に苦しみます。

「(2) 関係自治体との関係」において、「最近の活動」とか「流域自治会議（仮称）の動きを見定め」とあるが、具体的にどのような活動があるのか例示が無いので意見を述べよ、と言われても難しいものがある。そもそも何故、国と関係自治体で河川管理に関して意見の相違があるのかを明らかにされたらどうか。

「3. 運営」、「4. 委員の選定」については、「委員の負担軽減」とか「河川管理者が推薦した候補者のリスト中から」とあるところに違和感を感じる場所である。そもそもその道の専門家や地域に詳しいとはいえ、片手間で行う「流域委員会」の意見について地方自治体、議会や住民は重みを持って受け止めてはくれず、どうしても立場が弱くならざるを得ないのでは無いだろうか。

そうであれば逆に地方整備局として地方地自体や地方議会の同意を得た上で「専任」の委員を選定してはどうか。勿論その場合にはその責務に応じた報酬が必要と考えられるので、河川法の改正も必要かもしれない。

「専門委員会」で傍聴者の意見を求めないことは間違いではないだろうか。「専門家」は「専門家」であるとともに謙虚の傍聴者の意見を聴くことが「常識人」として求められると思います。「住民」、「専門家」、「関係自治体」の区分にのみ焦点を当てられているように思えますが、では「河川管理者」とはどのような立場や経験、専門性を持った人なのか提示がなされないと、どうも一般住民からはそれぞれの相対関係が分かりにくくなり、議論を混乱させているように思えます。「河川管理者」とはどのような役割を持たれているのでしょうか

【ご意見】

1. 背景

【意見-1】 1～2頁

淀川水系整備基本方針は、河川法第16条3項の定めにより社会資本整備審議会の意見を聴き平成19年8月に国土交通大臣が定めたものであります。

淀川水系整備基本方針に沿って、河川法第16条の二の3項により淀川水系流域委員会を設置して学識経験者の意見を、政令第10条の3項及び4項により、関係住民及び府県知事の意見を聴き、平成21年3月に「河川整備計画」を策定しました。

上記のように河川法上の流れを明確にして『「整備基本方針」についての意見は求めていない』ことを明確にしておく必要がある。

◎理由：第1次流域委員会発足時に、河川法に基づく整備基本方針に沿った「河川整備計画」について意見を求めることに限定しなければ混乱が生ずると意見を述べたが取上げられなかった。

更に、河川整備基本方針素案への意見が第2次流域委員会委員長から提出されている。

河川整備基本方針素案について河川管理者が意見を求めたか、どうかは知らないが、行政府の国土交通省の設置した委員会がやってはならないことである。

2. 設置方法

(1) 役割

[意見—2] 4頁

・・・3年毎の定期に行う事業評価は、新たな流域委員会とはせず、既存の独立した第三者機関において行なう・・・

*賛成である。

◎理由：河川法上では流域委員会が行なう義務付けはなく、委員の選定上においても無理がある。

[意見—3] 5頁（枠内）

各委員には個別の課題にとどまらず、幅広くそれぞれの専門分野からの意見をいただく。

特に、「幅広く」は、「地域委員会」の委員に誤解を招きやすい。『「直轄区間の河川整備計画に関連して」幅広くそれぞれの専門分野からの意見をいただく。』のような枠決めが必要である。

◎理由：以前の流域委員会で市内河川の氾濫に言及するようなことがあった。枠決めをせずに意見を聞き、関係のない意見であるとして切り捨てるのでは誠意がない。

2. 設置方法

(1) 役割

[意見—4] 5頁（枠内）

・・・委員会の意見は、必ずしも統一する必要はなく・・・複数の意見を併記していただく。

*賛成である。

◎理由：流域委員会に諮問ではなく、意見を聴くものである。最終的には近畿地方整備局が責任を負うものであるため、意見の一致がなくても良い。ただ、対立する意見は、双方が自分の考えを述べて、委員長が当事者以外の意見（賛同の状況）を求めておくことが有用である。

以下の4項目も賛成である。

(2) 組織と構成

[意見—5] 7頁（枠内）

・・・「地域委員会」と・・・「専門委員会」の2つの委員会を設ける。

*賛成である。

◎理由：「地域委員会」が関係住民の意見を聴取することに役立つ。

[意見—6] 7頁（枠内）

・・・委員構成を10名程度とする。

*賛成である。

◎理由：これまでの多人数の委員の流域委員会は非効率である。

[意見—7] 7頁（枠内）

・・・意見交換や情報交換を目的とした「連絡調整会議」を置く。

*賛成である。

理由：「地域委員会」は大きな視野で河川整備計画を捉えることができない恐れがあるので、適切な時期に「専門委員会」と意思疎通を図ることは有用である。

それ以外の項目も賛成である。

(3) 委員の選定

[意見—8] 9頁（枠内）

・・・委員は、従来どおり公募による候補者と河川管理者が推薦した候補者のリスト・・・

***賛成である。**

要望：公募による候補者には、地方自治体の議員及び前議員は推薦しない。

それ以外の項目も賛成である。

(4) 運営

[意見一9] 12頁(枠内)

・情報公開：引き続き全ての会議(委員会)は公開とし、……

*** 賛成である。**

(4) 運営

[意見一10] 12頁(枠内)

・運営：……年3～4回の開催を原則とし、……

***賛成である。**

[意見一11] 12頁(枠内)

・庶務業務……効率化とコスト削減の観点から、河川管理者が行なう。

***賛成である。**

[意見一12] 12頁(枠内)

・傍聴：……委員会はこれまでと同様に公開とし傍聴できるようにする。

***委員会(「専門委員会」及び「地域委員会」)については賛成である。しかし「連絡調整会議」は非公開とする。**

◎ **理由：**これまでの流域委員会で委員の専門分野以外の分野において非常識な発言が多々あった。しかし、人間は神でもなく、レオナルドダビンチのように万能ではない。特に「専門委員会」に専門委員会の委員は、専門分野のみ懸命に学究され、世界的な評価を得られた委員も例外ではない。実例の紹介はしないが、委員の専門分野以外の対応について、その専門分野の委員に意見を聴き、「正すべきは正し、主張すべきは主張すべき意見」を各委員が委員会で発言・討議する方向を事務局がとらなければならない。委員会で委員が非常識な発言をした場合に、他の委員は、多くの聴衆の前で修正を求めることは、遠慮されることも考えなければならない。

従って「連絡調整会議」は非公開とし、各委員が忌憚なく意見を述べ相互理解の向上を図るべきである。

[意見一13] 12頁(枠内)

・傍聴：……議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、会議の責任者が厳正に対処する。

***賛成である。**しかし次の点を整理して、委員会及び聴衆に周知・了解していただく。

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①議事の進行を妨げる行為とは | 例 ヤジ 発言時間の延長 等 |
| ②議事の進行を妨げる発言とは | 例 政治的な話、行政を批判する話 等 |
| ③会議の責任者とは | 例 委員長 事務局長 等 |
| ④厳正に対処とは | 例 口頭注意 発言中止 退場 等 |

例えば、厳正な対処に関しては、河川管理者が主体となって行うのは種々の問題があるので、会議の責任者を委員会の議事正常委員(複数人)を設置し、議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、イエローカード、レッドカードを出していただき、議事正常委員の指示により事務局(河川管理者)が応援する方向等を検討すべきではないか。

【ご意見】

「役割」

河川整備計画の実行や計画の変更内容を決めるのは、最終的には近畿地方整備局であることから、骨格案にあるように、専門家委員会及び地域委員会とも必ずしも意見を統一する必要がないことを明記し、複数の意見があればその複数の意見を併記すればよいことを明確にしていきたい。

「組織と構成」

過去の流域委員会を構成していた住民連携・地域特性の委員は本来の地域住民とは言えなかった。従って、今度の「地域委員会」の委員には、正に流域で生活をしその地域の特性などを熟知した住民を是非とも参加させるべきである。

「運営」

委員会は当然時間的、財政的に制約されるのであるから、近畿地方整備局は諮問内容やその審議機関を明確にして諮るべきである。

「地域委員会」では、広く一般の意見を聞くため傍聴者の発言を求めるとのことであるが、前回のアンケート回答にもあるように、「大挙動員された洪水の可能性のある地域には居住せず、第三者的な関わりでダムに反対する住民が主導権をもち、洪水の可能性のある地域に居住し、又は水道水の確保を求めてダムを切望する住民の「声なき声」がかき消されてしまったのが実態です。」このようなことが絶対にないようにしていきたい。

「関係住民との関係」

関係住民（淀川水系流域で生活をする住民）は、祖先からそこで生活をし生命財産を守ってきました。従って、その地域における体験から地域の特性その他の知識を誰よりもよく知っております。この貴重な知識を淀川水系流域の河川整備計画に反映できるシステムは是非確保すべきである。

【ご意見】

- ①私は現在執行中の河川整備計画を認めていません。H21.3.31以前に戻して議論を再開すること。
- ②「近畿地方整備局が最終的に責任を持って計画の実行や計画の変更内容を決める、ことを明確にする」これは全てを物語っています。お上のすることに文句を云わせず、意見は聞きおくということになるだけだと思います。
- ③地域委員会、専門家会議など分ける必要はない。連絡調整会議なるもの必要なし。
- ④河川管理者は「公平・公正に委員会の推薦・・・云々最終は「河川管理者が選定する」よって信用できません。
- ⑤透明性を確保→これができないから国民は怒っています。
- ⑥情報公開→ごまかすことに熱心だった河川官僚を今更信用できません。
- ⑦都合の良い、思いどおりにすすめる「委員会」設置に同意できません。意図が理解できません。

【ご意見】

今後の新たな流域委員会について、御配慮願ひ度い。なぜなら今日まで我々が機会ある度に、心底から思いを訴えてきましたが、その事が十分に生かれて来たかどうか疑問である。

その事を考え合せ、今後の流域委員の設置については、関係する地域の代表の中からも委員会の構成メンバーの中に加えて頂き度く思います。

【ご意見】

新たな流域委員会の骨格案についての一市民の所感

1. 旧流域委員会を解散し、勇気ある再構築に向け努力されていることに敬意を表します。
2. 関係各位（国・行政・住民・地権者・企業）が時間・経費の浪費について反省されているようですが、今回の案を見せて頂き愕然としたのは旧流域委員会の継続審議であり内容的に具体性に乏しい。
例えば、新流域委員会が何時迄に答申成案を作成し何時解散するのかまた時間の経過と技術進歩によるダム・堤防の在り方を柔軟に更新する内容がもりこまれず、当面の利害関係者の損得（利益配分）のみ議論し単一の案に集約しようとしているように思われる。
3. 現役の人々（学識経験者含む）の議論では将来（孫子に資産を残す）議論はありますが現在生活している住民・地権者の生活維持・資産（住民税・資産価値の低下）及び**高齢者対策**（死ぬまで待とう）に冷たい行政（当面給与は入るので事業が伸びるのは大賛成）業者の手先的な流域委員会から脱却していただきたい。
4. 荒川流域で活躍中のNPOには絶対にならないように中立性と責任を維持した委員会になってください。
5. 新流域委員会には**法律家**（弁護士・不動産取引関係）を参画させてほしい。
6. 一体的整備を実施する場合には事業全体を統轄する一元窓口（縦割行政・責任所在の不明確）を設定することを義務付ける。
7. その他、各委員にお願い。他の流域委員会の情報交換・現地調査等、この機会に知見を蓄えて頂き公開していただくことを強く希望します。

【ご意見】

川上ダムは淀川水系木津川の上流前深瀬川と川下川の合流点にあり治水利水の両面で注目される所です。

しかし近年ダムの考え方が変わり治水は堤防嵩上げ等自然にまかす方向になって来ていて洪水調節は余り効果のないことがわかってきました。

利水では流域市町村の水利権権利放棄（水需要の変化）

負担金の軽減を望む自治体のために計画変更し工事費を下げる

周辺整備費については国が負担すること

生態系に関する学識経験者

上記希望する。従って流域委員会の人選には上流域の人も数名メンバーに加えて下さい。

【ご意見】

- ① 河川管理者提案の河川整備計画案の枠組みを超える議題についても適宜審議を認める。
- ② 委員会会議での意見は委員の中で必ず一致点を集約する。
- ③ 全ての委員会の一般人の発言と傍聴を認める。
- ④ 全ての委員会の委員候補は立候補も公募も採用する。
- ⑤ 運営方法についても適宜住民意見を聴取し改善を図る。
- ⑥ 情報公開と議事録公開を迅速に実施する。

【意見】**○役割について**

- ・新たな流域委員会での審議では、「年度毎に事業や実施する施策の進捗状況」及び「河川管理者が示す河川整備計画の変更原案」に対する意見を聞くこととなっていますが、今後大きな課題となってくる整備済施設の老朽化の現状や課題、点検手法、補修に関する手法や技術等、「河川の維持管理に関する現状と今後のあり方」についても、是非議論をしていただくとともに広く知って頂くことが重要と思います。

○組織と構成について

- ・各委員会の専門分野からの意見聴取とともに、両委員会の総合的な観点からの意見聴取のため、合同委員会による審議が必要と考えます。

○委員の選定について

- ・推薦委員会委員の選定は、偏った流域委員会とならない様、河川管理行政に深い有識者及び河川管理者代表で行うべきと考えます。

○運営について

- ・委員会では、河川管理者から内容説明を行うこととなると思いますが、専門でない委員や傍聴者にもきちんと理解していただいてから意見を述べてもらう必要があると思います。このため一般人にも理解できる表現で説明して頂きたい。
- ・委員会としての意見を提出してもらうためには、委員会で議論が必要になりますが、そのために委員から多くの質問や疑問が出てくることが考えられます。これに対し河川管理者はきちんと説明責任が果たせるしっかりとした体制が必要と思います。
- ・意見会に対し意見を求める対象範囲を明確にして審議を進める等、効率的な運営が重要であるため、委員長は河川管理行政や河川の技術レベルを熟知している必要があります。このためその人選にあたっては、慎重に行う必要があると思います。
- ・委員会審議においては、河川の現状を一番よく理解しその責任を負っている河川管理者が積極的に意見を述べる事が可能な委員会とするべきと思います。
- ・傍聴者からの発言は、委員からの発言とは当然のことながら重みや位置づけが違うこと。個々人の考え方から偏った発言になりがちであること。から委員会で審議するための主要な意味はなく単なるパフォーマンスになる可能性が高いことから必要はないと考えます。
傍聴者からの発言を求めるのであれば、その意見を委員会としてどのように扱うのか明確にし、周知しておく必要があると思います。河川管理者が、参考意見として聴取することの位置づけであれば有効活用も可能と思います。

【ご意見】

この（案）を企図した意図が不透明で汚い。国土交通大臣 9 月 28 日付け指示に基づく『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価』の実施を睨んでの事であろうと推測するが、それに関わる「流域住民」の役割を矮小化する目的の（案）であることは明白に見えるものである。

基本的に、「事業主体＝検討主体」とするのは、『詐欺犯が法廷や証拠・準備書面、弁護士を用意し、自ら裁判長となって裁く』ことに他ならない。公正・公平、客観的な検証は無理である。これに増して、「地域委員会」と「専門家委員会」を分離運営すると言うのは、御用学者の跋扈を許す方式であり、また、河川管理者が推薦した候補者の中から推薦委員会（これ自体、河川管理者が決める！）が候補者を推薦し、河川管理者が選定する、と言うのは、完全に『御用委員会への道筋』であろう。

また、関西広域連合が 12 月 1 日に発足し、「流域自治」を目指し、新しい取組みを進めようとしている。近い内に、「権限委譲」を要求し、先々には「国土交通省近畿地方整備局」を廃止する事になる予定である。私達「流域住民」は、「河川民主主義・流域自治」を願っている。それでないと、本当に私達の命は守れない事がはっきりして来た。中央官僚組織は、国民の生命・財産より、昔から、自らの利益を優先した画策に溺れている。私達「流域住民」は、自らの宝である「自然豊かな河川流域」を守る為、この（案）のような「欺瞞的画策」は完全拒否するものである。

【ご意見】**役割**

事業や施策の進捗状況に対する意見の聴取について

1. 新流域委員会の役割の「①事業や施策の進捗状況・・・について、意見を述べること。」については目的が明確で、(法的にも必要?で)、その通り運営も含めて実行が出来れば良いと思います。
2. 地域委員会を主体として意見を貰う事とすれば良いと考えます。
3. 流域の地方自治体(知事)に対し情報提供・意見聴取は法的にも必要で良いと思います。
しかし **自治体の議論の場**は位置づけや目的が理解できません。(意見を聴くのは必要と思いますが・・・)
{更に 地元自治会・住民の皆様(用地提供や工事への協力と地域の防災・環境・利用等情報提供の為)にも説明(事前・特に**事後**)も絶対に必要と考えます。}(委員会に直接関係は有りませんが河川事務所に提案します。)

河川整備計画の変更原案に対し意見の聴取について

1. 新流域委員会の役割の「②河川整備計画の変更原案に対し意見を貰うこと。」については、治水・利水・環境・利用・地域社会等に関し学識経験者の意見を聴くことは、目的も明確で法的にも必要で良いと思います。
2. 変更原案が早急に必要になるとは思いませんが、数年～十数年後には必要になるので、その時点で専門家委員会を立ち上げる事が良いと考えます。(経済性・会議に掛る労力の省力化の為に)
3. 特に河川環境分野についての学識者の意見は、淀川環境委員会等の活用が良いと考えます。(経済性・会議に掛る労力の省力化の為に)

組織と構成

1. 専門家委員会と地域委員会の組織は夫々の目的や知識レベルのあった議論が効率よく出来ることになり良いと思います。

運営

1. 会議の運営を河川管理者自らが行うことは、新委員会の役割等を守り、効率よく・経済的な運営が実施出来る事に繋がりが良いと思います。
2. 事業や施策の進捗は1年間では大きく変化はせず、開催は年1回程度でも充分と考えます。(経済性・会議に掛る労力の省力化の為に)

委員の選定

1. 専門家委員と地域委員の選定については、公正・中立な推薦委員会方式で良いと思います。

【ご意見】

私は、これまで淀川流域委員会の傍聴に何度か参加しました。そこでお聞きする委員の方のご意見とは、1回2回～5回と何度、傍聴に行っても聞かれることは同じ事「ダムは必要ない」の意見ばかりが同一系列の委員ばかりかと憶測するくらい繰り返される。河川管理者側に添う様な意見はまばらで一言言えば反対側の委員の方々の総攻撃に合うと行った具合、これでは何の為の委員なのかと私はあきれかえりました。

ダムが計画されて40年、これまでダム建設を条件に私たちの地域の主要道路行政は手付かず放置され毎年の台風等で災害に遭い耐忍んできました。

私たち地域住民はダムを作ってくださいとお願いしたのでは有りません。当時の建設省が淀川水系の河川状況では下流の大阪方面が水害から守れないと再三再四説得され先祖代々の財産はもとより墓場まで掘り起こし移転やむなくの判断をしたのであります。

当初計画では平成16年にはダムが完成との予定と聞いておりました。が、しかし現時点での状況ではダムを見直すとの事でダム計画は止まったまま、これが国の行政のあり方ですか、こんなひどい仕打ちは無いと思います。

国の財政の厳しさも理解できますが、ダム本体工事の為の仮排水路まで完成した、ここ今に至ってダム計画は見直す、ダム建設は中止は、なんとしても許せません。

④ 地域住民の悲願でもありますダム完成を一日も早くして頂く・・・・元地権者でダム完成を見なければ死んでも死にきれないと言われるご老人が何人もいることを忘れないで下さい。

【意見】

《総論》

新たな委員会の設置にあたっては、旧委員会の運営、委員会の役割等へのアンケート等を踏まえた骨格(案)の内容は、良くできていると思います。

新委員会では、委員の方々が、その内容を理解、認識していただくことにより実りある議論が出来ると思います。(無駄な議論がなくなる。)

一方、責任ある河川管理者は、不断の対応を心がけることが必要ではないでしょうか。

《各論》

(2) 組織と構成

・両委員会の意見交換や情報交換を目的とした「連絡調整会議」を置く。こととしている。

設ける必要はないと思います。旧委員会のようになる可能性が大。意見交換や情報交換を目的にするならば河川管理者から各委員会での議論内容を伝えれば良いのではないかと。

どうしても設ける必要があるならば数人での会議。情報交換のみで意見交換はすべきではない。持論が違うのだからお互いが納得することは無い。時間の無駄につながる。

(3) 委員の選定

・推薦委員会を設置する。こととしている。

推薦委員会の委員は各委員会の委員候補を公正・公平に河川管理者に推薦する第一次関門を担うことからすると推薦委員会の委員の選定経緯を明確にする。 以上

【ご意見】**役割について**

平成12年度に第1次の流域委員会を設置したとき、河川整備計画策定の早い時期から流域委員会を設置して、意見を聴くことにより、より早く、より効率的に河川整備計画を策定するという近畿地方整備局の思惑に反し流域委員会が一人歩きし、計画策定まで8年を要することとなってしまった。

今回の流域委員会は、進捗状況の点検および計画の変更原案に対して意見を述べるという役割がはっきりしているが、委員会の運営について整備局が常に手綱を握っていることが肝心である。

組織と構成

地域委員会の委員には、環境関係ばかりでなく治水や防災に関心のある者を委員として参加させるべきである。

運営について

庶務業務をコンサルに委託することなく、河川管理者が行うことになっているが、河川管理者は常に委員会の方向に注意を払うべきである。

委員の選定について

第3次の流域委員会の公募に応じた者の中で第1次委員会の立ち上げに深く関与し、色々あって国交省を退職し、ダム反対の意見を持っている事が予想されたにもかかわらず整備局が推薦し、委員長に就任し、整備局に悉く反対。結局流域委員会の反対を押し切ったの整備計画となった。こうした轍を決して踏まないよう、委員の推薦には慎重に運ばれるようお願いしたい。

【ご意見】

骨格の大枠については（案）に賛同します。前流域委員会のような混乱を避けるため、今回の委員会を専門家と地域委員に分けているのは良いことだと思います。

但し、委員の選定では前流域委員会の委員を経験した人は除外して頂きたい。それらの人は前委員会で何年もかけて十分意見を述べ、議論をつくしているはずですが。又同じ議論の蒸し返しは賛成できません。

新しい人選で心機一転公平・冷静な議論をお願いしたい。

以上

【ご意見】

総論

新たな流域委員会（案）過去の経験等や寄せられた多くの意見が反映されたものであり、賛同できます。

また、知事等の意見は関係住民の意見を総合判断されているもので、重みがあると思います。

以下に運営していく時の意見を述べます。

1. 専門委員会、地域委員会、連絡調整会議、知事意見照会、流域自治会議（仮称）などそれぞれ性格と機能が異なるとしても、各会議の情報を共有する必要がある。（大変でしょうが）
2. 地域委員や傍聴者発言は委員会や委員あるいは河川管理所・事務局運営の誹謗中傷に成らないようにする必要があります。また、「地域」の定義を示す必要がある。
3. 不特定多数の意見を聴く意味で、HPでの意見聴取も必要です。ただし回答は個別にするものではなく意見をHPで公開する。また、HPでの意見では一部の人の「偏った要望」となる可能性があることから、正常な意見を述べる場としての一定の要件を設ける必要がある。（会議方式で議長が仕切るように制御できない）

【意見】

1 「地域委員会」及び「専門家委員会」の委員について（P9）

淀川水系流域委員会の混乱の原因は、専門家を気取った環境至上主義の委員の存在であることから、「地域委員会」及び「専門家委員会」のいずれの委員においても、過去に極端な環境重視の見解を示した者については、委員の選定から除外する必要があると考えます。

そのため、委員の条件として、「客観的立場で公平・公正な判断ができる者」であることを明記していただくようお願いします。

また、国土交通省の使命の第一は「国民の生命や財産を守ること」であることを踏まえ、「専門家委員会」の委員の半数以上を治水の専門家とする旨、記述されるようお願いいたします。

2 傍聴者の発言について（P14）

「地域委員会」で傍聴者の発言を認めることとしていますが、淀川水系流域委員会の部会などでは当該流域に関係のない人物が延々と発言し、混乱に拍車をかけたケースが多発したことから、傍聴者の発言は認めず、意見は文書での提出に限定すべきです。

3分といった時間制限を設けたとしても、そうしたルールを守らないことが想定されるため、発言を認めないことが、円滑な委員会運営につながるものと考えます。

【意見】

骨格〔案〕概要に沿って、意見を以下に述べる。

1. 委員会の役割について
案でよい。

2. 全体構成

〔1〕組織と構成

「地域委員会」と「専門委員会」とに区別したことは良いが、必要に応じて合同委員会〔仮称〕で意見交換することも両委員会にとって有益と思われるので、そのようなことが出来る仕組み作りを再考願いたい。

また、そのためにも専門委員会にはこれまでの土木や防災等の専門分野だけでなく、私が以前から述べてきた水源地域の立場を尊重する意味から、水源地域対策の専門家も新たに加えて、4、委員の選考で表明したごとく水源地域委員を入れた地域委員会との「淀川水系流域委員会目的バランス」に配慮することが大切と考える。

〔2〕関係自治体との関係

案でよい。

〔3〕関係住民との関係

案でよい。

3. 運 営

委員の任期明示が必要。一般的には2年が多く、1期の再任は妨げない。

よって、結果として最大4年ということになる。

これは、同じ委員が長くやると他の人が関わるチャンスを奪うことにもなり、公平性担保等から好ましくない。

4. 委員の選定

この案でよいが、選定にあたってはこれまで淀川水系流域委員会に関わってきた委員は再任することがないようにすべきである。

それは、3.で明記したように多くの市民等が淀川水系流域委員会委員として参加できる機会均等（私は、2回落選した実績から痛感している。）からの考えであり、公共事業にとっては、特に重要視されるべきである。

特に、これまでの委員会では水源地域の当事者（水没者等）が委員として参加していないことが大きな問題であったとの認識から、今回の委員選考にあたっては是非水源地域の当事者を地域委員会委員に選定することが極めて大切であるとする。

また、推薦委員会の選定にあたっては委員選定と同様、これまで関わってきた方は選定しないことが公平性、透明性が確保できるものとする。

【ご意見】

河川の計画は、人の命を守ることを第一とすべきと考えていて、重要なことと思いますので、河川管理者が主体的に決定すべきことと考えます。住民等の意見の聴取も重要ではありますが、あくまでも意見として、責任ある河川管理者の主体性が重要と考えます。

この観点から今回の案は、極めて妥当と思います。

1つだけ意見があります。委員会の運営を河川管理者が自ら行われるとのことですが、河川管理者は、これ以外に行うべきことが、山積していると考えますので、委員会の運営は、他に委託されるのが、適切と考えます。

【ご意見】

私は大戸川流域に住まいする住民です。淀川水系における新たな流域委員会の骨格(案)に関する私の意見を申し述べます。

全体構成では、先の淀川水系河川整備計画の策定プロセスでは、4府県知事から「大戸川ダムを淀川水系河川整備計画に位置づける必要はない。」とする意見が提出されました。大阪や兵庫県の方など、大戸川流域にお住まいにならない方が、大戸川ダムはいらないと強く主張されました。この主張は大戸川流域住民にとっては大変遺憾であります。よって、地域に詳しい委員が住民にとって身近で分かりやすい議論を行う「地域委員会」の設置が必要と考えます。

関係自治体との関係では流域市長の声を最大限尊重でき、河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う場が必要と考えます。

関係住民との関係では河川管理者が関係住民への説明の機会を是非設けていただきたい。委員の選定では先の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」のメンバーは外すべきと考えます。

【ご意見】

淀川水系における新たな流域委員会の骨格(案)で整備局が引用したアンケート回答を拝読し、以下の回答(意見)に対して強く共感を持ちました。

- ・傍聴者の発言内容や発言者に偏りが見られたこと。委員や河川管理者への恫喝とも見られる発言があったことは残念。
- ・傍聴者の発言はよいが、発言者及び発言内容が偏向しがちの場面があった。
- ・自治体や地域住民が地域の実態に即した意見を幾ら申し述べても、流域委員会の見解は否定的なものが多く、「自治体・住民」と「流域委員会」は乖離したままであった。まさに「流域住民不在の流域委員会」という感を強く持った。
- ・いつも声が大きく大挙動員された洪水の可能性がある地域には居住せず第3者的な関わりでダムに反対する住民が主導権をもち、洪水の可能性がある地域に居住し、又は水道用水の確保を求めてダムを切望する住民の「声なき声」はかき消されてしまったのが実態です。
- ・委員会審議の傍ら、ついでに住民意見を聴くのではなく(毎回同じメンバーの発言ばかりなので)自治体は住民の意見を聴くことを目的とした委員会会議を開いたら良い。

これらの意見を反映させた整備局の今後の対応のうち、特に、以下の方針に賛意を表明するとともに、今後とも、川上ダム事業の早期完成に向けて、尽力をお願いしたい。

- ・傍聴者の発言については、広く一般の声をお聞きする観点から「地域委員会」で求め、「専門家委員会」では専門の見地から意見をいただくことから傍聴者の発言は求めない。また、議事の進行を妨げる行為や発言が認められた場合には、会議の責任者が厳正に対応する。
- ・関係自治体は住民生活の安全に対して総合的な責任を有すること、また、河川管理者と関係自治体とは河川整備計画のみならず幅広く意見交換を行う必要があることから、新たな流域委員会とは別に、河川管理者と関係自治体とが意見交換を行う仕組みを構築する。
- ・河川管理者は、関係住民への説明の機会を設ける等により、引き続き積極的に意見を聴取する。
- ・新たな流域委員会における議論のために関係住民の意見を聴取する必要が生じた場合には、各委員会と調整したうえで河川管理者が意見聴取を行う。

【ご意見】

1, 役割

「いただいた意見を踏まえ近畿地方整備局が最終的に責任を持って計画の実行や、計画の変更内容を決める事とします」は、当然のこととして評価します。

なお、事業評価につきましては、河川整備は営々と長年にわたって整備してゆくものであり、また、その効果を検証することに時間を要する事から、評価は整備計画に大幅な変更が合った場合としてはどうでしょうか。現整備計画上から5年に1回程度の開催で良いのではないかと。

2, 組織の構成

「専門家委員会」と「地域委員会」と分けることに賛成です。

但し、「地域委員会」の委員の選定に当たっては、これまでの流域委員会の反省から

①団体を代表するような人物は避ける。②委員には住民の代表は良いが、良識ある言動と、治水・利水・環境の調和のとれた川づくりの意識で参加出来る人。③過去に災害を経験した人。

3, 自治体との関係

知事の見解も良いが、流域の関係市町村の意見を聞きさらなる整備計画の充実を図ることを望みます。(今回、自治体との議論の場を設けた事に期待します。)

4, 運営

特定の議論の誘導がないように。

5, 意見

「コンクリートから人へ」のもとで、国交省の予算、10年度は前年比、15%と大幅削減となり、11年度は、公共事業を10年比、5%削減の方向とのこと(毎日新聞)。

治水事業は流域の発展と共に長年(100年以上)にわたって進められてきたが、今後、整備事業は相当遅れるものと思われる。

気象変動による異常気象、一定の地域に集中する降雨、超大型台風襲来、大型地震の発生など危惧されるが、本当に現在の河川施設で流域住民の生命・財産は守れるのか。国家予算の動向も含めて、議論していただきたい。

【ご意見】

1, 全体について

淀川水系における「新たな流域委員会」としているが、「新たな」とつける必要は何らない。近畿地方整備局の思惑が透けて見えるようである。淀川水系流域委員会はこれまでの流域委員会の歴史と伝統を引き継ぐべきであると思う。巧言を排し、苦言を尊重すべきと考える。

2, 流域委員会の役割について

2-1 「各委員には個別の課題にとどまらず、幅広くそれぞれの専門分野から意見をいただく。」としている。「事業評価は既存の独立した第三者機関で行う。」としているが、事業進捗状況の点検にあたっての意見や進捗点検結果や社会情勢の変化を踏まえ、河川整備計画の変更を行う必要性について意見を述べることと事業評価は一体のものではないのか。流域委員会が事業評価も行うべきではないか。

2-2 「いただいた意見を踏まえて近畿地方整備局が最終的に責任をもって計画の実行や変更内容を決める・・・」となっているが、第3期委員会で、近畿地方整備局長が委員会の最終意見を待たずに計画案を策定し知事意見を聞いたこと、また委員会の最終意見の受け取りすら拒否したことは河川法を踏みにじる近畿地方整備局長の暴挙であった。したがって河川法の趣旨からして、委員会から提出された意見を尊重して近畿地方整備局が責任をもって計画の実行や計画の変更内容を決めると委員会の意見尊重を明記すべきである。

3, 組織と構成について

3-1 「地域に詳しい委員と各分野での専門家である委員とが混成する委員会では、専門的・技術的議論が十分にできないという意見聴取の方法などに課題があったことから、それを解決するため、『地域での経験に基づく議論』と専門性に基づく議論』に分けて両方の議論が効果的に行える仕組みを必要と考え」とあるが、混成委員会では専門的・技術的議論ができないというのは流域委員会の事実経過と異なる誤認である。それぞれの河川に詳しい委員と各分野の専門的知識を有する委員の混成委員会であるからこそ淀川水系流域委員会はそれぞれの特色を生かした委員会となったのである。

3-2 「委員の専門性が有効に発揮されるよう、地域に詳しい委員が住民にとって身近でわかりやすい議論を行う『地域委員会』と専門家が専門性の高い議論を行う『専門家委員会』の2つの委員会を設ける。」としているが、2つに分けることに反対である。混成委員会にしておけば、「連絡調整会議」は必要がない。

4, 委員の選定

4-1 委員選定の公正公平性を確保するために候補者を推薦する第三者推薦委員会を設置すること。

4-2 委員は一般公募を含め幅広く行うこと。各河川に詳しい委員を最低1名は選任すること。第3期委員会で、宇治川に詳しい委員が選任されなかったことは大きな問題である。

4-3 学識経験を有する者として、地質の専門家が委員に選任されていなかったため、地質に関する審議が行えなかったことを踏まえ、必ず地質の専門家を委員に選任すること。

5, 運営について

5-1 情報公開は重要な課題であり、すべての会議は公開し、資料や議事録など積極的に情報公開すること。第3期委員会の後半は経費の面で資料が配布されずスライド形式となったが、委員も傍聴者も非常にわかりにくい状態となった。資料は傍聴者にも配布すべきである。

5-2 庶務業務は河川管理者がこれを行うとしているが反対である。河川管理者は審議に集中すべきであって、これまでの流域委員会同様、第三者機関に庶務業務は委託すべきである。庶務がある程度独立しているかどうかは流域委員会が独立しているかどうかに関わる重大問題である。

5-3 傍聴者発言について「『地域委員会』では求め（認める）」が「『専門家委員会』では専門的見地から意見をいただくことから傍聴者発言は求めない（認めない）」としている。これはこれまでの流域委員会の最大の特徴の一つである傍聴者発言を制限する重大問題である。俺たちは専門家だから傍聴者の発言は聞かない、認めないというのは、何を恐れているのか、傲慢以外の何ものでもなく許されないことだ。傍聴者発言は認めるべきである。専門家も多数傍聴しているのが流域委員会である。

6, 関係住民との関係

6-1 河川管理者は関係住民への説明会を誠意をもって行うこと。宇治川についていうならば、まともな説明会がもたれたとは言えない。その理由は、住民の疑問質問に対してまともに答えていないし、質問を制限する。また宇治川地域に来て説明会を開催しているのに宇治川の河川整備計画についてほとんど説明しない状況で参加者全員からブーイングを食らった事例がある。説明会を開きましたというアリバイ作りのためのものであってはならない。

6-2 河川管理者は地域住民が説明会を要請したら積極的に応えるべきである。

6-3 河川管理者が関係住民の意見を聞くことと別に、流域委員会が関係住民の意見を聞くことは重要なことであり、これまで同様に、積極的に関係住民の意見を聞く機会を設けるべきである。

526

【ご意見】

・新たな流域委員会は必要ではない。河川法に違反した形で流域委員会の答申を無視し、流域委員会活動を妨害したことを反省し、謝罪することから始めるべきである。

・民意に基づかない河川整備計画を「正しい」ものとし、その前提で事業評価をすることは無意味である。

・近畿地方整備局の責任とは、河川法に則り、民意を反映した河川整備計画を立案することであり、民意に反するものを実行することは国家公務員法にも違反する行為である。

・委員会の構成について：専門馬鹿を集めて細切れの意見を徴し、都合の良い部分をつまみ食いするという旧来の方法を再度取ろうとしているようであり、賛成できない。専門家の意見を総合的に判断して結論をだすのは学術専門家でもなく、行政当局でもなく、公共の意見を代表する一般市民（利益代表は当然含まれない）である。

・流域委員会が民意を反映していることを担保するため、傍聴意見を積極的に聞くことが必要である。傍聴意見を排することは行政の意見を押し通すような委員会であることの証明に過ぎない。

【ご意見】

この間の流域委員会は、住民が河川行政を身近に感じることができ、公共事業と予算の使い方等を理解する点では画期的な委員会であった。またそれまでの各種委員会が国に限らず「意見は聞くが最後は行政が決める」と形だけの委員会であることが多かったが、その旧態依然とした行政のやり方を打ち破った点では、歴史に残るすごい取り組みであったと高く評価している。

今回、新たな委員会の骨格(案)が提起されているが、1. 役割の項で「意見を統一する必要がない」「整備局が責任をもって計画実行や変更内容を決める」とされているが、国民に信頼されない昔のやり方に戻るのではと懸念する。

2. 組織と構成の項で「2つの委員会を設ける」としているが、以下の理由により細分化には反対である。「専門家が専門性の高い議論を行うために『専門委員会』を設置する。」としているが、現地を理解し筋の通った専門家の意見を聞けば住民は理解し、専門家の権威をより高めることが出来るもので、あえて分けるのは、専門家といえども現地を知らずただ国の方針に賛同する立場で整備局の方針をゴリ押しする専門家なる人を擁護するためとしか思えない。専門的立場からこうあるべきと言う正論は、誰もが理解、納得するものである。

3. 「傍聴者の発言は『地域委員会』で求める。」としているが、全ての委員会で保証すべきである。

4. 委員の選定について「河川管理者が推薦した候補者のリストから選定・・・『地域委員』のみ公募を行う」としているが、国はこれまでの委員会のように大きく構えて「住民の声」をよく聞いてすすめるという立場を堅持すべきである。2つの委員会はどうみても専門家委員会優先で、地域委員会は付け足しのような気がする。よって委員会は、1つにし委員の選定はすべて公募すべきと考える。

その他、新委員会に希望する事項

現在、天ヶ瀬ダム放流時に発生する低周波音による振動問題については、整備局で検討しているが、解決には至っていない。天ヶ瀬ダム再開発による新放水路トンネルからも発生するとのことである。新委員会においては、それこそ専門家の英知で議論検討され発生を止める方策を講じてもらいたい。

また、天ヶ瀬ダムには、他の河川ダムで設けられている魚道がないため鮎、うなぎなどが激減し、重大な環境破壊が深刻である。このような環境破壊問題について解決する議論がされる委員会になることを期待する。

【ご意見】

2009年度のノーベル経済学賞はエリノア・オストロム氏が「公物の管理」で受賞したことは既にご存知のことと思いますが、今世界的に小さな政府をめぐる議論から公物の管理の方法に焦点が当たってきています。

わが国においても地方分権、広域行政をめぐる議論から公物である河川の管理のあり方が問われてきています。

広域行政の先進地であり、自治体の発言力が強くなっている近畿において、河川の管理をめぐる議論は今後一層大きな課題になると考えられます。

この近畿においてこの時期に先進のそして不変の河川行政を進めるために、新たな流域委員会の方向を打ち出すことが大切だと考えます。

それには一般住民、流域の生活者を中心とした淀川水系流域委員会（以下委員会とします）を設置し、河川のあり方を示す中で進捗点検する必要があるかと思えます。幸い既に河川整備計画は策定されているので、大まかな観念論ではなく、個々の部分を見ていく中で河川のあり方の議論を具体的に進めることが可能になります。

この生活者を中心とする委員会には、河川技術者、生態学等の科学者も一住民として参加し、必要に応じて技術的知見、科学的知見を述べ、また流域住民は地域に存在する慣習的知見を語る中で、河川のあり方の一定の方向性を示すことが求められることとなります。

この委員会の構成は当初半数を専門家枠とし国交省が、残りの半数を公募とし、20人程度で構成が妥当と考えますが、専門家は研究者ではなく長期にわたって淀川を観察している観察者から、研究者でも淀川をフィールドとする人たちのなかから選ぶのが適当でしょう。

特定の技術的知見、科学的知見が必要な場合は、委員会からその特定領域を専門とする少数（1人～5人）の研究者に期間限定（数ヶ月）で委託し、その報告をもって委員会で議論することの方が優れた結論を出すことが可能になります。

例えば森林水文学と森林生態学では異なった結論がでることも有かねないし魚類の研究者には甲殻類のことは判らないし、まして陸上の動物は全く別の流域になります。全分野の専門家が集め切れるならまだしも、それが不可能なら専門家委員会の存在する意味は希薄化することは間違いない事実です。

委員会は公開で行わなければいけないことは当然ですが、意見は文書での提出も認め、その内容によっては委員会で審議するとともに、場合によっては発言していただくことも考えるべきでしょう。常に開かれ、誰でも審議に参加できる委員会（オープンでフリー）こそ、この後の委員会のあり方であり、地域住民の支持を得てこそ、政変に不動な行政になるのではないですか。

淀川水系流域委員会再開にあたって、姑息なことは考えずに将来を見据え、政権交代や地方自治体の首長の交代等による河川行政のぶれを減少さす意味でも地域住民を主体とした委員会の設置に、自身を持って大胆に一步を踏み出すことが今国土交通省近畿地方整備局並びに淀川河川事務所に求められていることではないでしょうか。

河川行政の歴史に残るような新たな流域委員会が淀川から始まることを期待しています。

【ご意見】**骨格（案）概要について意見を述べます。**

1. 役割

流域委員会の役割（位置付け）がわかりやすくなっており、河川管理者の役割（責任）も明確で住民にもわかりやすい。案でよいと思う。

2. 全体構成

(1) 組織と構成

「専門家委員会」と「地域委員会」を区別することでそれぞれ独自性が発揮でき、より効果的な議論ができるのでよい。

(2) 関係自治体との関係

案でよいと思う。

(3) 関係住民との関係

案でよいと思う。

3. 運営

公平・公正な運営を図るため、委員の任期を設ける必要がある。他は案でよいと思う。

4. 委員の選定

直接、利害にかかわる地域の方（水没地域、洪水被害等の当事者）を委員に参加できる仕組みをつくるべき。

【ご意見】

ダム反対やダム阻止の人々が（いつも同じ顔ぶれで）意見を言うばかりで、維持管理や環境等の地味な議論がなされず約8年の時間と多大の経費が消えただけの観でした。

新たな委員会には特定の団体に所属して、所属する団体の意見を言うだけの委員はいりません、まして、地域に詳しい人として地域の住民を代表するような委員で、直接流域に関わりのないダム反対だけの人は委員にすべきではありません。

学識経験者の意見を聞かなければならないのは河川管理者であり、委員選定は当然河川管理者の裁量であるべきでは無いでしょうか。また、謝金はその委員ごとの収入に応じたような柔軟な額を検討すべきでは無いでしょうか。

各委員が専門とする知見から意見をもらえばよいので、統一したり外部から委員が嫌がらせを受けないように配慮し、データがないと判断できないとして、河川管理者に詳細な調査を求めてくるような委員も入れるべきではありません、無駄に時間を費やすだけです。

今後の新しい委員会は、バランス感覚の良い委員に参加してもらい、是非議論の内容が広く国民に伝わるような委員会の広報に努めていただき、特に河川事業の維持管理費が少なくなるとどうなるか、というような観点も事象としてしっかり外向けにPRをお願いします。

【ご意見】

全体の構成として、地域住民にとって身近で分かりやすい議論を行う「地域委員会」と、専門家がより専門性の高い議論を行う「専門家委員会」の2つの委員会を設けられることは、賛同できるものであります。

また、関係自治体および関係住民との意見交換等を行う機会を設けて頂くことは、大変有意義であり、今後においても積極的な意見聴取をお願いします。

そして、委員会の運営について、河川管理者が行うことについて、非常に賛同できるものであり、今後の効率的な委員会運営に期待している次第であります。

しかし、8年間の運営経費が約21億円というのは、大きな問題であると思われることから、早期のコスト削減を併せてお願いします。

【ご意見】

淀川水系における新たな流域委員会の骨格(案)で示された①役割、②組織と構成、③委員の選定、④運営、⑤関係自治体との関係、⑥関係住民との関係については、旧淀川流域委員会での課題点や問題点、また良かった点などを一般の方々、流域委員会委員等の方々、自治体の方々などの意見を聞き整理した上でまとめられており、私は、これぞ「流域委員会のあるべき姿」と思います。

特に、委員の専門分野について偏らない、また、ある専門分野の部分的・極小的探求に拘らずに専門的立場から広い大きな目で見て行くなどのほか、最終責任は河川管理者が負うとしたところは、新たな流域委員会として大変良い骨格であると思います。一般住民である私たちは、自身の安全と安心を、法的に「責任を負わない・持たない」旧の流域委員の先生方に、計画を決定していただくことを託した覚えはありません。したがって、各専門分野の委員の方々の意見を聞き、最終的に責任を負う河川管理者である国が決定することこそが、流域委員会のあるべき姿であると考えます。

ところで、今回の「流域委員会の骨格(案)」の中で、流域委員会に河川管理者として関わるのは、④運営のところのみのように思われます。河川管理者は専門家の中の専門家です。流域委員会の中では河川管理の専門家として発言する必要があると思います。専門家の先生方の意見に対して、間違いや勘違いしている事項、法的に対応できないもの、あるいは法改正が必要なものなど、きちっと指摘し正す説明が必要であると思います。場合によっては河川管理者の立場から専門の先生方に質問し回答を得るぐらいの対応が必要と思われます。流域委員会の骨格(案)の中には、以上のような河川管理者が専門家の中の専門家として対応することが掲載されたところがありません。是非掲載していただき、新たな流域委員会では、法的責任者として河川管理者としての意見等が発言されることを期待して意見とします。

【ご意見】

- * 淀川河川整備計画は、天ヶ瀬ダムの地山と堤体の現況や、河川整備工事後の時系列河状変動などの検討がほとんどなされず、従って、ダムの耐久性への影響や、生態系の時系列的変動などの予測ができないままに策定されたものである。新たな流域委員会においては、整備工事進捗状況を点検するだけでなく、また、社会情勢の変化を踏まえて意見を述べるだけでなく、ダムの状態や生態系を含む河状変動などを監視し、防災や環境保全その他のための調査、研究を行うことが求められねばならない。
- * 上の責任を果たされるためには、流域委員会の組織構成と適格な委員の選任は極めて重要である。上記の調査不十分の状況が生まれた原因として、委員の構成が偏っていたことが挙げられるからである。端的に言って、地盤地質学と堆積地質学の専門家が欠けていた。この欠陥が発生しないようにするためには、先ず推薦委員会のメンバーにこの問題を理解できる者を選ぶことが必要である。そうして、これまでの検討に欠けたところを補うためには、地理学、地質学、地質学と生物学にまたがる知識を持つ専門研究者や有識者が何名か、正式や客員の委員に選ばれなければならない。
- * 専門委員会と地域委員会とを分けることは問題である。学問の発展と共にその専門細分化が著しく、いわゆる専門家は、ますます狭い視野しか持てないようになりつつある。その端的な現れが、これまでの委員会で河床の堆積物の移動や河床低下などの問題に無頓着にダムの必要性を論じた一部の”専門家”の言動であった。このような欠陥を是正する上で有効に働くのが(働いたのが)、生きた川に詳しい地元有識住民委員の存在である。地域委員会はあって良い。そこで行政との情報や意見の交流があって良い。しかし、現状では、専門委員会だけの委員会は頼りなく、止めた方が良いといわざるを得ない。
- * “案”では、国交省と府県、市など、各段階の行政担当者だけの会合、あるいは委員会のようなものを持つ計画であるように見えるが、これは検討が必要である。事務連絡もしてはならないなどと言うわけではないが、従来の経過を見る限り、むしろ弊害が大きいように思われる。国交省が恣意的な情報提供をし、国交省の意図に賛成を促す場となってきたからである。河川そのものだけでなく、流域の将来を全体として考えるためには、あらゆる場での住民参加が図られる必要がある。また、縦割り行政の弊を除くためには、農水省、環境省をはじめ、他の省庁の関係者との交流を、もっと進め易いようにする方策が考えられる必要があるのではないだろうか(この省庁間の連絡については、具体的な意見を差し控える)。

【ご意見】

1. 役割について

・平成12年度に第一次の流域委員会を設置された時、河川整備計画策定の早い時期から流域委員会を設置して、意見を聴くことにより、いち早く、より効果的に河川整備計画を策定するという近畿地方整備局の思いや流域住民の期待に反し、流域委員会が一人歩きし、計画策定まで8年の歳月を要することとなった。

今回の流域委員会は、進捗状況の点検及び計画案の変更原案に対し意見を述べるという役割がはっきりしているが、委員会の運営については整備局が常に毅然とした態度で臨まれることを期待します。

・流域委員会は各々の委員が専門的意見を述べる場であって、意見を集約する場と成らないよう心掛けられたい。

2. 全体構成

(1) 組織と構成

- ・「地域委員」は淀川水系内で活動されている、政治色を持たない中立的な委員とされたい。
- ・「地域委員」は環境派だけでなく、水害を経験された方も選考すべきと考える。
- ・「専門家委員」は地域の実情を熟知し、且つ政治色を持たない中立的な委員とされたい。

(2) 関係住民との関係

・これまでの河川整備計画の策定のあたっては、流域委員会のみならず光があてられて来た。流域沿川住民、特に水害を被る、或いは水害を受けた地域住民の意見も重視すべきだと思えます。

3. 運営

- ・国民の税金を使う以上は、運営費用はコスト削減を図る事は勿論のこと、河川管理者が運営される事が最良と考えます。
- ・委員に係る経費(委員報酬、交通費等)は、手弁当でやって頂く位の気持ちの方に委嘱すべきと考えます。

4. 委員の選定

・前回のような国土交通省退職者が委員長となり、さらに一方的な運営を行い意見を纏めようとされるような委員の推薦には留意し願いたい。

【ご意見】

新たな流域委員会は、河川法に即した「河川に関し学識経験を有する者」である専門家を委員として構成され「意見を聴かれる」ものであれば、この限りでは妥当なものと理解します。

また、役割、全体構成、及び運営のそれぞれについて、考慮され必要となされた事柄は至当なものと理解します。「進捗状況点検」へ意見を聴かれる意義は理解できますが、しかし、次の事項で理解ができません。

1、「河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるとき」と規定された河川法との時機的な整合性。

2、現在、河川整備計画に基づく各種の施策の毎に必要なと判断された施策には、相応の各種委員会が設置されて意見を聴かれておられますが、重複しないか否か。

3、前記2の事項が、運営で考慮された「効率化」や「コスト縮減化」などとはどのように調整されるのか。

なお、「進捗状況点検」は、河川整備方針と河川整備計画のそれぞれの目標とする整備水準に対しての進捗状況を点検するものと理解しておりますが、その結果を沿線地域に参考としてもらうために提供、公開や説明をすることが次の例のように有用と考えております。

〔例〕洪水規模毎の流下能力の区間毎変化の水防機関の特に現地実施消防団などへの提供説明 ⇒ これにより水防機関による活動の重点区間や重点箇所の再配に資する。（本例の背景：水防機関としての地域に密着した立場のある消防団では、河道内樹木の過剰繁茂への危険視や数値化・ペーパー化されていない独自の重要水防箇所設定もされており、河川管理者の設定との調整を図り、高齢化し少数化する第一線の水防機関の効果的効率的活動の保持と向上を目指すため。）

このことに関連して、地域委員会の委員は、公募などに応じる発信力や表現力の高い方々だけでは地域事情を見誤る可能性があるため、前記例のように数値化・ペーパー化されず表現や発信の苦手ではあるが有用な意見がもたれる方を選定できる方策を採っていただきたい。

【ご意見】

今回の「淀川水系における新たな流域委員会の骨格（案）」について、全体的には事業者である河川管理者の主体性が明確化され、評価できる。

また、これまでの流域委員会では専門家と地域委員とが一堂に会し議論したため、専門的な議論に地域委員がついて行けなかったり、専門的意見を理解してもらうために相当の時間的ロスが伴ったり、また、相当の時間をかけて説明した割には結果的には理解されずに会議の情緒的雰囲気流されてしまった感が否めなかったと考える。

これに対し今回の案では、河川管理者が意見を頂きたい内容がそれぞれの委員会に対し明確化されている点が、より深い意見聴取を効率的に行える点で良い。

実運営に当たっては、この点を明確に仕分けし、それぞれが混同されないように議論して頂くことを特に期待する。

次に、専門家委員会、地域委員会、そして連絡調整会議のそれぞれの委員長（あるいは司会者）の設置、あるいはその選出方法については今回の案では述べられていない。もし委員長を置く場合、さすがに河川管理者が決定するわけにはいかないと思うが、これまでの流域委員会の経験を踏まえ、新たな流域委員会を出発させることになることであることから、少なくとも「新たな流域委員会の趣旨、姿を理解し、これに則り会議の円滑な運営を図る」（人）ぐらいの規定は明確にしてはどうかと考える。

以 上

【ご意見】

今回の流域委員会骨格（案）は住民が直接要望することを受けとめる機関を無くすことを目的にしているように思える。

- 1 流域委員会の役割のところを読むと、河川管理者が事業内容を再チェックして変更などの検討をするのは流域委員会が意見を述べる内容に限られる。その流域委員会は「地域委員会」と「専門家委員会」に分けるとしている。そして、「専門家委員会」は傍聴者の発言を求めないとしている。河川管理者にモノを言うことが位置づけられている委員会の一つが傍聴者の意見を聞かないことになる。住民の直接の要望の声が河川管理者には届かない仕組みが作られると思われる。
- 2 「専門家委員会」という名称も不可思議である。この社会には多方面にわたってたくさんの専門家がいます。河川管理者に選ばれた者だけが専門家ではない。「専門家委員会」でなく、正確に「河川管理者が選んだ専門家の委員会」と称すべきである。
- 3 事業評価を行うとされる既存の独立した第三者機関とは何か、説明が抜けている。
- 4 河川管理者が行う説明会とはどういう性格のモノか、住民の質問、疑問、要望に対して誠実に回答されるものなのか。

以上の懸念を払拭するものにしていただきたい。

【ご意見】

まえがき

提出が遅くなりましたが以前、大阪にいましたので流域委員会には日頃から大変関心があり、現在は東京にいるものの、淀川水系の水環境創造のNPO活動には参加しています。

骨格(案)概要に添って、意見を述べる。

1. 役割
案でよい
2. [1] 組織と構成
案でよい。たまには両委員会で意見交換するのを望む。

[2] 関係自治体との関係
案でよい。

[3] 関係住民との関係
案でよい。
3. 運営
事務局を近畿地方整備局が自ら行なうことは、委員会のあり方としてとても評価される。以前のような、委員会運営に経費や時間を費やすことのないように十分配慮されること。
4. 委員の選定
案でよい。
ただし、委員及び推薦委員会委員の選定には公平性や透明性に十分配慮し、これまで選定された各委員の再選はおこなわないこと。
また、委嘱にあたっては任期を明確にすること。

以上

【ご意見】

1. 役割

案に賛成です。

2. 全体構成

地域委員会のメンバーは淀川流域に実際に生活している住民が望ましいです。過去には住民と称して環境運動化やダム反対の活動家が入っていましたがそのような人ではなく災害経験者や現実に国土交通省の事業に翻弄されている地域住民も入れるべきです。

関係住民の意見聴取も大切です。

たとえば国の事業に協力するために自分の人生を変更した地域住民もいます。彼らの意見も会に反映させることも必要と考えます。なぜなら今後も事業遂行に於いて一番重要な財産提供者であり協力者だからです。知識のみの人たちは学者だけでいいと思います。 以上

【ご意見】

組織と構成が地域委員と専門委員に分離されて意見の集約が適切にされるのではないかと思います。

- ① 生態系専門委員には治水に造形が深い方とすべきだと思います。
生態系のみ意見が偏ってしまう。
- ② 運営は年1回多くて2回が適切ではないでしょうか。
年4回は多すぎて、マンネリ化し、効率的でない

【ご意見】

役割

委員の役割は、意見を述べ河川管理者へのとの相違を語るだけでなく河川の未来を流域の市民と分かち合える委員を推薦することが望ましい。但し、河川管理者の意見をうのみにするだけでなく市民が如何に安全安心な行政に反映する事が大事だと思われます。

全体の構成

「地域に詳しい委員」としては、流域からの代表でなく河川の持つ文化・歴史・水害を受けた経験者、川を利用している団体でなく広く市民に開放的な意見の持ち主を多く推薦する事が真に開けた委員の意見を期待したい。

「専門家委員」は、多くの分野の人を推薦することで流域内の意見を反映できる事を期待したい。

自治体への期待

地元市町村行政は、もっと積極的に参加できる体制と意見の反映が必要と思われます。空間利用・水利用なども市町村がプランに取組まれ流域委員会に反映させていただきたい。

以上今回の流域委員会は、個々の委員が自らの真の意見を述べ、河川管理者が、在るべき河川整備と環境の保全計画を立てて河川社会資本整備を推進させていただくことを期待しています。

—以上—